

指定居宅介護支援事業所輪中の郷 重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

事業の目的

指定居宅介護支援事業所輪中の郷は、居宅介護支援事業の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

運営方針

- [1] 要介護支援等の心身の特性を踏まえ、利用者が日々安らかな生活が送られることを基本とし、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮する。
- [2] 利用者の心身の状態やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるように配慮する。
- [3] 利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に偏ることのないよう公正中立に行う。
- [4] 関係市町村・地域包括支援センター・他の居宅介護支援事業所及び介護保険施設等との連携に努める。

2. 事業所の概要

- [1] 事業者の名称 社会福祉法人弥富福祉会
 事業者の所在地 愛知県弥富市大藤町5番地3
 代表者名 理事長 山田 耕二
- [2] 事業所の名称 指定居宅介護支援事業所輪中の郷
 事業所の所在地 愛知県弥富市大藤町5番地3
 管理者名 伊藤 朋亜
 介護保険指定番号 2375600943
 サービス種類 居宅介護支援
 電話番号 0567-65-5531/0567-65-5532 FAX番号 0567-65-5536
 通常の実業の実施地域 弥富市

[3] 当法人があわせて実施する介護保険事業

事業所の種類	事業所名	事業者指定日	事業者番号
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム輪中の郷	平成12年4月 1日	2375600281
短期生活入所生活介護	特別養護老人ホーム輪中の郷	平成12年2月29日	2375600281
通所介護	弥富市デイサービスセンター	平成12年2月29日	2375600695
通所介護	デイサービスセンター輪中の郷	平成12年2月29日	2375600703
通所介護	弥富市南デイサービスセンター	平成15年3月28日	2375601271

[4] 事業所の職員体制

		従事する業務
管理者兼主任介護支援専門員	1名	統括、居宅介護サービス計画作成業務等
主任介護支援専門員（専従）	1名以上	居宅介護サービス計画作成業務等
介護支援専門員（専従）	3名以上	

[5] 営業日および営業時間

営業日	月曜日～金曜日 *ただし法人の定める日を除く
営業時間	午前8時30分～午後5時30分（時間外は電話にて対応） 24時間連絡体制を確保し、必要に応じて利用者等の相談に対応します。

3. 利用料金（令和6年4月1日～）

要介護認定を受けた方は介護保険から全額給付されるため、自己負担はありません。

サービス内容		合成単位数	算定単位
居宅介護支援費	要介護1, 2	1086	1月につき
	要介護3, 4, 5	1411	
特定事業所集中減算		-200	
初回加算		300	
特定事業所加算Ⅰ		519	
特定事業所加算Ⅱ		421	
特定事業所加算Ⅲ		323	
特定事業所加算A		114	
特定事業所医療介護連携加算		125	
入院時情報連携加算Ⅰ		250	
入院時情報連携加算Ⅱ		200	
退院・退所加算Ⅰ1	入院または入所期間中1回 を限度	450	
退院・退所加算Ⅰ2		600	
退院・退所加算Ⅱ1		600	
退院・退所加算Ⅱ2		750	
退院・退所加算Ⅲ		900	
通院時情報連携加算		50	1月につき
緊急時等居宅カンファレンス加算		200	月2回程度
ターミナルケアマネジメント加算		400	1月につき

- ・上記サービス内容は、要件を満たした場合に算定します。単位、算定要件は制度改正により変更があります。
- ・上記単位数に地域区分に応じた単位数単価（現在10.42）をかけた金額の給付を受けています。
- ・利用者の保険料滞納のため法定代理受領ができなくなった場合は、要介護度に応じた上記の金額（1月当り）をいただき、「サービス提供証明書」を発行いたします。後日市町村の窓口にて提出することで、全額払い戻しを受けられます。
- ・自動車を使用し、通常の事業の実施地域を超えた地点から、片道1kmにつき50円請求します。
- ・当法人保有データの開示等の請求等に関する手続きについては、法人が定める規定により行います。

4. サービス内容

提供サービス	内容等
情報提供	地域の介護サービス事業所、その他関係機関や制度などのサービス内容等の情報を提供し、利用サービス等の選択を支援します。
居宅サービス計画書（ケアプラン）の作成	利用者の心身の状態や本人・家族の希望、住環境等の情報に基づいて、介護サービスを提供する際の目標を設定するとともに、具体的なサービスの組み合わせ、提供者、提供時間等を明記した居宅介護サービス計画書（ケアプラン）を作成します。なお、居宅サービス計画書の決定は原則として本人、家族、サービス事業者等が参加する担当者会議で決定します。
関係機関との連絡調整	介護サービス事業者や医療機関、その他関係機関との必要な連絡調整を行います。
モニタリングの実施	毎月最低1回はご自宅を訪問し、継続的に利用者の心身の状態やサービスの実施状況、その他必要な情報収集、課題の把握に努め、必要に応じてケアプランの見直し、変更を行います。
介護保険の給付管理	介護保険の給付にかかわる管理業務を行います。
要介護認定申請支援	利用者の依頼により、要介護認定（新規・変更・更新）申請を代行します。

行政手続きの代行支援	ご依頼により居宅介護支援に関わる行政手続きの支援を行います。 例) 障害手帳の申請、市町村サービス (配食、タクシー券など) *ケアマネジャーが代行できるものに限ります。
介護相談	介護に関するご相談等ございましたら何なりとご相談ください。

5. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は速やかに、主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

6. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、弥富市並びに関係市町並びに、医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

7. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。また退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

8. 高齢者虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- [1]虐待防止に関する担当者を選定します。 担当者：管理者 伊藤朋亜
- [2]虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- [3]虐待防止のための指針の整備をします。
- [4]従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- [5]サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族、親族、同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9. 損害賠償について

当施設において、施設の責任によりご利用様に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご利用様に故意又は過失が認められた場合には、ご利用様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

10. 公正中立なケアマネジメントについて

- [1]利用者やご家族等は、介護サービス計画等に位置付ける介護サービス事業所等について、複数の事業所の紹介を求めることができます。また介護サービス事業所等を介護サービス計画等に位置付けた理由を求めることができます。
- [2]当事業所は、介護情報システムの運営情報において各サービスの利用割合を公表しています。
- [3]当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況、各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合は以下の通りです。

*令和6年3月～令和6年8月の間に作成したケアプランにおける割合

訪問介護	21%	通所介護	50%	地域密着型通所介護	13%	福祉用具貸与	50%
------	-----	------	-----	-----------	-----	--------	-----

訪問介護	ひまわりケアサービス	23%	福祉の里	16%	なでしこ	15%
通所介護	サービスセンター輪中の郷	23%	弥富市サービス	18%	弥富市南サービス	14%
地域密着型通所介護	サービスはびね弥富	70%	サービスほっとはうす	21%	リハビリサービスいっぽ	13%
福祉用具貸与	カミ海南	33%	介護ショップちゅ〜ぶ	16%	アケイブ 福祉用具小売販売	13%

1 1. 障害福祉制度、相談支援専門員との連携について

利用者が障害福祉サービスを利用してきた障害者で、介護保険サービスを利用する場合等、障害福祉制度の相談支援専門員と連携に努めます。

1 2. 苦情相談窓口

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

当事業所窓口	窓口責任者：伊藤 朋亜 受付時間：月～金曜日 8時30分～17時30分 連絡先：電話番号：0567-65-5531 F A X 番号：0567-65-5536
弥富市役所	介護高齢課介護保険係 愛知県弥富市前ヶ須町南本田335番地 電話番号：0567-65-1111（代） F A X 番号：0567-67-4011
愛知県国民健康保険団体連合会	介護福祉室内 苦情相談室 愛知県名古屋東区泉一丁目6番5号 電話番号：052-971-4165 F A X 番号：052-962-8870
その他、お住まいの市区町村にある介護保険担当窓口	

指定居宅介護支援の開始に当たり、利用者に対して契約書及び『居宅介護支援事業所重要事項説明書』に基づき、重要な事項を説明し交付しました。

指定居宅介護支援事業所 輪中の郷

説明者名 _____

私は、契約書及び『居宅介護支援事業所重要事項説明書』に基づき、事業者から指定居宅介護支援について重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

利用者

住 所 _____

氏 名 _____

利用者代理人（選任した場合）

住 所 _____

氏 名 _____（続柄 _____）